

# 関係府省提出資料

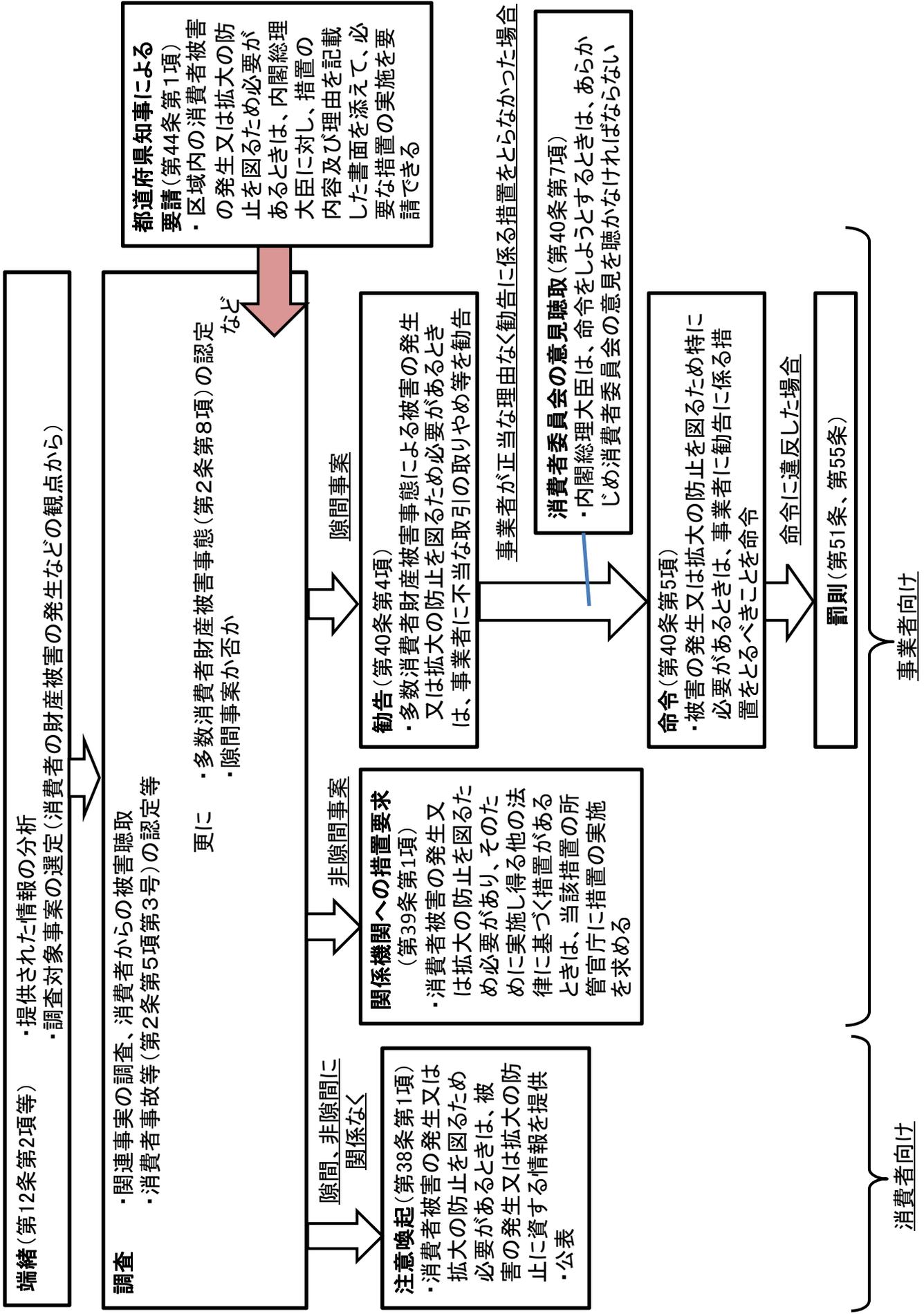
通番	ヒアリング事項	府省名	ページ
40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（1件）	消費者庁	1～3
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（7件）	経済産業省	4～6
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲（3件）	経済産業省	7～8
57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（1件）	経済産業省	9～11
12	介護保険事業に係る規制緩和（3件）	厚生労働省	12～21
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲（1件）	厚生労働省	22～28
15	社会医療法人の認定要件緩和（2件）	厚生労働省	29～43
51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（6件）	厚生労働省	44～60
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（1件）	環境省	—

# 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会御説明資料

消費者庁



# 消費者庁における財産被害事案の事務フロー



## 関連条文 (抜粋)

### 【提案事項】

- ・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し
- ・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し

根拠法令：企業立地促進法（抜粋）

（基本計画）

第五条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標
- 二 集積区域として設定する区域
- 三 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定める場合にあつては、その区域
- 四 第十条の規定による工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の特例措置を実施しようとする場合にあつては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果
- 五 集積業種として指定する業種
- 六 集積区域における前号の業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標
- 七 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容
- 八 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項
- 九 第三号に規定する区域における第七号の施設（工場若しくは事業場若し

くはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。)の整備が、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。以下この号において同じ。)として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

#### 十 計画期間

- 3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。
- 5 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
  - 一 基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。
- 6 主務大臣は、基本計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (基本計画の変更)

第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をし

たときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。

参考：企業立地促進法施行規則（抜粋）

（基本計画の協議）

第一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（基本計画の変更の協議）

第二条 法第六条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三条 法第六条第一項 ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
  - 二 法第五条第二項第七号 に規定する事業環境の整備の事業に係る施行期間の六月以内の変更
  - 三 前二号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更
- 2 法第六条第二項 の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

## 関連条文 (抜粋)

### 【提案事項】

- ・工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲

根拠法令：工場立地法（抜粋）

- 第四条の二 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。）を定めることができる。
- 2 市は、当該市の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。
- 3 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。
- 4 第一項及び第二項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

参考：工場立地法（抜粋）（関連条文）

（工場立地に関する準則等の公表）

- 第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。
- 一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設（物品の製造施設、加工修理施設

その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で主務省令で定めるものの配置に関する事項

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

ロ 工業集合地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地(工業団地を含むものを含む。)をいう。以下同じ。)に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

## 関連条文 (抜粋)

### 【提案事項】

- ・工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和

根拠法令：工場立地法第8条第1項

(変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項)をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

- 一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項
- 二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合 その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

参考：工場立地法 (抜粋) (関連条文)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に、当該特定工場の設置の場

所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長（以下単に「市長」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）

三 特定工場の設置の場所

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合 当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき 当該工業集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設（以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。）の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額（第八条第一項第二号において「負担総額」という。）及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質（以下「汚染物質」という。）の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置

七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

根拠法令：工場立地法施行規則（抜粋）

（軽微な変更）

第九条 法第七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 法第六条第一項第五号の事項に係る変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
- 二 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であつて、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30平方メートル未満のもの
- 三 特定工場に係る生産施設の撤去
- 四 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- 五 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- 六 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）